第76号議案

令和 2 年 3 月 19 日 総 務 課

東京都人事委員会規程の一部改正及び新設について

下記の東京都人事委員会規程の一部改正及び新設について、別紙のとおり決定する。

記

- 1 人事委員会事務局事務職員の服務の宣誓に関する取扱規程の一部改正
- 2 人事委員会事務局会計年度任用職員の服務の宣誓に関する取扱規程

1 人事委員会事務局事務職員の服務の宣誓に関する取扱規程の一部改正

「職員の服務の宣誓に関する条例」の改正等に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当	を こ	文	内容
適 用 第1条	範	囲	【規程の適用範囲の改正】 ○ 会計年度任用職員の服務の宣誓について別途規定するため、規程の適用範囲から会計年度任用職員を除く
施 行 附則	期	日	令和2年4月1日

2 人事委員会事務局会計年度任用職員の服務の宣誓に関する取扱規程

「職員の服務の宣誓に関する条例」の改正等に伴い、会計年度任用職員に係る規程を新設する。

項 目 該 当 条 文	内			容	
目 的 第1条	【規程の目的】 ○ 人事委員会事務局に 必要な事項を定める	こおける会計	年度任用職員	員の服務の宣	ご誓について
会計年度任用職員の 服務の宣誓 第2条、第3条	【服務の宣誓の方法】(第 ○ 新たに会計年度任月 ・ 所属長の前で宣誓 ・ 地震、水害等の動職務を行わせること 【宣誓を省略できる場合】 ○ 会計年度任用職員のより任用される場合 ※ 公募によらない再見前年度及び当年度ととする場合に、勤務会 【参考】 会計年度任用職員の服	開職員となっ 響書(条例別 緊急事態にとす (第3条) (任用の職務内容 に提出の際 に基本のでは、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 に	記様式一) に し必要な場合 る する規則第4 らない再度付 を認められる 、能力の実証	こ署名 合には、宣誓 4条第5項第 壬用) 職への任用に を行うことが	51号の規定に ついて選考の対象
	令和 2年度 公募 再度① ★ → ※公募によらない再月	4年度 再度②	5年度 再度③	6 年度 再度④	7 年度 公募 ★
宣誓書の保管 第4条 施 行 期 日 附則	【宣誓書の保管場所】 ○ 任用公平部総務課 令和2年4月1日				

会計年度任用職員の服務の取扱いについて

1 服務の宣誓について

- 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)
- 第三十一条 職員は、条例の定めるところにより、服務の宣誓をしなければならない。

○ 職員の服務の宣誓に関する条例(昭和二十六年東京都条例第十五号)

- 第二条 新たに職員となつた者は、任命権者の定める上級の公務員の前で、別記様式による宣誓書に署名 してからでなければ、その職務を行つてはならない。(以下略)
- 第三条 この条例に定めるものを除く外、職員の服務の宣誓に関し必要な事項は、任命権者が定めることができる。
- ⇒ 人事委員会事務局事務職員の服務の宣誓に関する取扱規程

2 職員の服務の宣誓に関する条例の改正(総務局)

- ・ 再度任用される会計年度任用職員は「新たに職員となった者」に当たるため、現行条例では、任期ご とに宣誓を行う必要がある。
- ・ 会計年度任用職員については、制度導入前の任用形態や任用手続が様々であり、特に臨時職員等から 会計年度任用職員になる職員は、一会計年度に複数回任用されることも想定される。
- ・ 総務省通知の条例準則及びマニュアルの改正を踏まえ、都条例を改正し、会計年度任用職員について、別途簡略な手続を設けることができることとする。
- ⇒ 令和2年第1回定例会に「職員の服務に関する条例の一部を改正する条例」議案提出

○ 職員の服務の宣誓に関する条例(昭和二十六年東京都条例第十五号) 改正案

- 第二条 新たに職員となつた者は、任命権者の定める上級の公務員の前で、別記様式による宣誓書に署名 してからでなければ、その職務を行つてはならない。(以下略)
- 2 地方公務員法第二十二条の二第一項第一号に掲げる職員の服務の宣誓については、前項の規定にかか わらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。 ←新設

(参考)令和2年1月17日付総行公第10号総務省公務員課長通知・条例準則及びマニュアルの改正 【改正前】

再度の任用は新たな職に改めて任用されるものと整理すべきものであり、<u>服務の宣誓は、任期ごとに行</u> う必要があります。

改正後】

服務の宣誓は、任命権者が別段の定めをすることができる旨を条例で定め、任用形態や任用手続きに応じた方法で行うことも可能です。

3 東京都人事委員会における規程の整備及び趣旨

- (1) 「人事委員会事務局事務職員の服務の宣誓に関する取扱規程」の一部改正
 - ・ 規程の適用範囲から、会計年度任用職員を除く
- (2) 「人事委員会事務局会計年度任用職員の服務の宣誓に関する取扱規程」の新設
 - 会計年度任用職員は、原則、所属長の前で宣誓書に署名を行う
 - ・ 公募による任用時は、宣誓を行う
 - ・ 公募によらない再度任用時は、宣誓を省略する(上記宣誓をもって、宣誓したものとみなす)

4 施行日

令和2年4月1日

規程案文及び新旧対照表

~ 目次 ~

- 1 人事委員会事務局事務職員の服務の宣誓に関する取扱規程の一部改正
 - (1) 規程案文 (1頁)
 - (2) 新旧対照表 (2頁)
- 2 人事委員会事務局会計年度任用職員の服務の宣誓に関する取扱規程
 - (1) 規程案文 (3頁)

● 東京都人事委員会訓令第

号

東京都人事委員会事務局

人 事 委 員 会 事 務 局 事 務 職 員 \mathcal{O} 服 務 \mathcal{O} 宣 誓 に 関 す る 取 扱 規 程 $\overline{}$ 昭 和 +六 年 人 事 委 員 숲

令和二年三月三十一日

訓

令

甲

第

 \equiv

号

 \mathcal{O}

部

を

次

 \mathcal{O}

ょ

う

に

改

正

す

る

東京都人事委員会委員長 青 山 佾

五. 号 第 _ に 条 中 \neg \neg 基 昭 き 和 を + 六 \neg 基 年 $\stackrel{-}{\longrightarrow}$ づ き 月 _ 東 に 京 都 条 以 例 第 下 職 + 員 五. _ 号 _ を を \neg 地 方 昭 公 和 \equiv 務 員 +六 法 年 昭 東 和 京 _ 都 +条 五. 例 年 第 法 +

律 第 百 六 +号 第 + 条 \mathcal{O} 第 項 第 _ 号 に 掲 げ る 職 員 を 除 < 以 下 \neg 職 員

6

に改める。

附

則

 \sum_{i} \mathcal{O} 訓 令 は 令 和 年 几 月 日 カュ 5 施 行 す る

-1-

人事委員会事務局事務職員の服務の宣誓に関する取扱規程(昭和二十六年人事委員会訓令甲第三号) 新日対照表 (沙)

改正案 改正案	現行 (科) 「
第一条 この規程は、職員の服務の宣誓に関する条例(昭和二十六年東	第一条 この規程は、職員の服務の宣誓に関する条例(昭和二十六年1
京都条例第十五号)第三条の規定に基づき、人事委員会事務局事務職	月東京都条例第十五号)第三条の規定に基き、人事委員会事務局事務
員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二条の	職員(以下職員という。)の服務の宣誓に関し、必要な事項を定める
	ことを目的とする。
の宣誓に関し、必要な事項を定めることを目的とする。	
第二条から第四条まで (現行のとおり)	第二条から第四条まで(略)

7 - 2 -

●東京都人事委員会訓令第

号

東京都人事委員会事務局

人 事 委 員 会 事 務 局 会 計 年 度 任 用 職 員 \mathcal{O} 服 務 \mathcal{O} 宣 誓 に 関 す る 取 扱 規 程 を 次 \bigcirc ょ う に 定 \otimes

令和二年三月三十一

日

る

東京都人事委員会委員長善青山

委 員 会 事 務 局 会 計 年 度 任 用 職 員 \mathcal{O} 服 務 \mathcal{O} 宣 誓 に 関 す る 取 扱 規 程

(目的)

人

事

第 号 度 五 年 任 条 用 法 以 職 律 下 $\overset{\sim}{\smile}$ \mathcal{O} 員 第 _ _ 規 条 程 と 例 百 _ 六 は 1 う + لح 職 11 号 員 う \mathcal{O} 0 \mathcal{O} 服 服 第 第 務 二 十 務 _ \mathcal{O} \mathcal{O} 条 宣 宣 誓 第 誓 条 12 に \mathcal{O} 関 項 関 L \mathcal{O} す 第 規 る 必 定 条 項 要 に 例 第 な 基 事 づ 昭 号 項 き 和 に を 掲 定 地 + げ \Diamond 方 六 る る 公 年 職 ک 務 東 員 と 員 京 を 以 法 都 下 目 条 的 昭 例 \neg と 会 和 第 計 す + る 年 + 五

災 宣 誓 条 水 書 害 に 新 署 又 た 名 に は ۲ L 会 て 計 n 5 か 年 に 5 度 類 で 任 す な 用 け 職 る 緊 れ 員 急 ば لح \mathcal{O} な 事 そ 0 態 た \mathcal{O} 者 に 職 際 務 は L を 必 行 所 要 0 属 な 長 7 場 は \mathcal{O} 合 な 前 12 5 で お な 11 1 条 て 例 は た 別 だ 記 宣 L 様 誓 式 を 地 行 震 に う ょ 前 火 る

第

会

計

年

度

任

用

職

員

 \mathcal{O}

服

務

 \mathcal{O}

宣

誓

8

佾

- 3 -

に 前 お 項 1 \mathcal{O} 7 規 ŧ 定 会 に 計 カュ 年 度 カュ 任 わ 5 用 ず 職 員 Þ に そ む を \mathcal{O} 得 職 な 務 を 1 事 行 わ 由 に せ ょ る ک り と 所 属 が 長 で \mathcal{O} き る 前 で 宣

第 2 三 +で 年 平 条 度 条 き 任 成 \mathcal{O} な 用 規 東 1 +定 لح 職 京 七 都 員 に き に 年 ょ 人 は 事 0 東 ŋ そ 1 京 委 所 て 員 都 \bigcirc 属 は 規 例 会 長 則 に 処 \mathcal{O} ょ 前 第 務 指 る 条 七 規 名 ک す 第 号 則 لح る と 昭 上 項 第 さ 兀 \mathcal{O} 級 和 規 条 五 \bigcirc れ 定 第 る + 公 に 五. 会 _ 務 ょ 項 計 年 員 る 第 年 東 \mathcal{O} 宣 京 度 前 誓 号 任 都 で $\overset{\succ}{\smile}$ を \mathcal{O} 用 人 事 行 規 職 れ 0 定 員 委 を た に 員 行 \mathcal{O} 会 う Ł ょ 任 $\sum_{}$ \mathcal{O} ŋ 用 規 と لح 等 誓 任 則 が 4 用 に 第 を 関 六 な さ で 行 号 き う す す れ る る る لح 会 規 第 則 が 計

(宣誓書の保管)

第 兀 条 署 名 を 終 わ 0 た 宣 誓 書 は 事 務 局 任 用 公 平 部 総 務 課 に お 1 7 保 管 す る Ł \mathcal{O} と す

9

附則

る

 \subseteq \mathcal{O} 訓 令 は 令 和 年 兀 月 日 か 5 施 行 す る

- 4 -